

設計業務等委託契約約款

(総則)

第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、甲の提示する設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期限までに完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払うものとする。

3 第1項の設計図書に明示されていない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、業務の性質上、当然必要なものについては乙の負担において実施するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後、速やかに設計図書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、乙に対して業務工程表の修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期限又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日以後」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第24条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等及び著作権の帰属)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ、

甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3 成果物について、その著作権は全て甲に帰属する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、この契約による業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第7条の2 乙は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条の規定による意匠登録を受けるときは、甲に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 乙は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(主任技術者等)

第8条 乙は、業務の技術上の管理を行う主任技術者又は管理技術者（以下「主任技術者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(主任技術者等に対する措置請求)

第9条 甲は、主任技術者等、乙の使用人、又は第6条の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲に通知しなければならない。

(業務の調査等)

第10条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対して、業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施の一時中止をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の規定により、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第12条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないときは、甲に対して、速やかに、その理由を明らかにした書面をもって履行期限の延長を申請することができる。この場合において、延長する日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(適正な履行期限の設定)

第13条 甲は、履行期限の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(検査及び引渡し)

第14条 乙は、業務完了後、速やかに、甲に届け出て、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出を受けたときは、その日から10日以内に乙の立会いの下、検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格と決定したときは、甲は1回に限り日時を指定して手直しを命ずることができる。手直しの際に指定した日時が履行期限内でない場合は、履行期限を延長したものとみなす。

4 前項により、甲から手直しの指示を受けたときは、乙は速やかに当該手直しを行い、手直し完了後、甲に届け出て、甲の再検査を受けなければならない。なお、検査の期間については、第2項の期間を準用する。

5 乙は、検査合格の知らせを受けたときは、遅滞なく、成果物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

第15条 甲は、前条に規定する検査合格後、乙の請求があった日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

2 前項の規定による請求は、前払金及び部分払を受けている場合は、その額を控除した額について行うものとする。

(前金払)

第16条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が保証事業会社と履行期限を保証期限として、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、1億円（ただし契約金額が10億円以上の場合は、契約金額の10パーセント）を限度として、乙の書面に基づく請求により、契約金額の30パーセント以内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払うものとする。

2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後に保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を甲に寄託したうえで、前払金の請求をしなければならない。

3 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 甲は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく前払金を支払わなければならない。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第17条 甲は、前条第1項の規定により前金払をした後、業務内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、甲の定めるところにより、前払金を追加し、又は返還させることがある。

2 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合において、その追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出したうえで、請求しなければならない。

3 乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。

4 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、甲は乙に対して、当該期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「法律に基づく率」という。）（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下、第19条第2項、第21条第2項、第21条第4項及び第27条第2項において同じ。）を乗じて得た額で遅延利息の支払請求をすることができる。

(保証契約の変更)

第18条 乙は、契約金額について、前条の規定により増額し、若しくは減額した場合又は業務内容の変更その他の理由により履行期限を延長し、若しくは短縮した場合においては、速やかに、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

(前払金の使途制限及び返還)

第19条 乙は、前払金を業務に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したと認めたときは、乙に対して、前払金に利息を付し、甲の指定した期間内に返還することを請求することができる。この場合において、利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき法律に基づく率を乗じて得た額とするものとする。

(部分払)

第20条 甲は、業務の完了前において、乙の部分払請求を適當と認めるときは、検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額（以下「既済部分の代価」という。）の10分の9以内で甲が定める金額を支払うことができる。ただし、契約書で部分払をしないことを約した場合においては、本条の規定は適用しないものとする。

2 前項の既済部分の代価は、甲が認定する。

3 第16条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、前2項の規定により算定した部分払の額から、当該前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除した額の範囲内とし、次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{既済部分の代価} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約金額}} \right)$$

4 第1項の規定による支払の対象となった既済部分が乙の所有に属するときは、その所有権は、支払により乙から甲に移

転する。ただし、成果物全部の引渡しが完了するまでの保管は、乙の責任とし、成果物全部の引渡しまでに生じた損害については、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(履行遅滞及び違約金)

第21条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、相当の期間内に乙が業務を完了する見込みがあるときは、甲は違約金を付して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じて法律に基づく率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の違約金については、甲が指定する日までに乙が納入しなければならない。
- 4 甲の責に帰する事由により、委託料の支払が遅れた場合は、乙は甲に対して、遅延日数に応じて、法律に基づく率を乗じて得た額で遅延利息の支払請求をすることができる。

(甲の催告による解除権)

第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日（設計図書で定められた日又は業務に要する日数を勘案して着手すべきと甲が認める日をいう。）を過ぎても乙が業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに乙が業務を完了しないとき、又は履行期限後相当の期間内に乙が業務を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙が主任技術者等を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第14条第3項に規定する手直しを乙が行わないとき。
- (5) 乙等（乙若しくはその代理人、使用人等又は第6条ただし書により委託又は請負を受けた第三者若しくはその代理人、使用人等をいう。以下同じ。）がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (6) 乙等が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙等が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第23条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が第5条第1項の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) 乙が業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (5) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に契約の履行をしなければ契約した目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第26条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (10) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額（解除事由に関して甲が第三者に対して損害賠償責任を負った場合の損害金のほか、職員の業務増加に伴う費用、新たな契約相手を選定するために要する費用等を含む。）が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（協議による解除）

第25条 甲は、第22条及び第23条の規定にかかわらず、必要と認める場合には、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第26条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により、甲が履行を一時中止させ又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間等の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第11条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 甲は、第1項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除等に伴う措置）

第27条 甲は、この契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）においては、既済部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に対する契約金額相当額を支払うものとし、支払額は甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、第16条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第20条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の既済部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、解除が第22条、第23条又は第24条第2項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法律に基づく率を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第25条又は第26条の規定によるときには、その余剰額を甲に返還しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復をすることができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

6 第3項及び第4項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については第22条又は第23条の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第25条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

第28条 乙は、第23条第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第23条第10号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額（第24条第4項に規定する損害額に準じる。ただし、甲が契約を解除しない場合にあっては、適正な競争が行われた場合の推定金額と契約金額の差額を含むものとする。）が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（一般的損害等）

第29条 この契約の履行に関して発生した事故等による損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費等は乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第30条 乙は、納入した成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しのときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第31条 乙は、この契約による業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（法令等の遵守）

第32条 乙は、この契約条項のほか、関係諸法令及び関係規定を遵守しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第33条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第34条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義ある事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。